

第100期中間決算公告

平成19年12月10日

鹿児島市金生町6番6号
株式会社 鹿児島銀行
 取締役頭取 永田文治

中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,964	預 金	2,694,677
コーロロン	40,000	譲渡性預金	85,067
買入金銭債権	6,503	コーロマネー	35,893
商品有価証券	1,222	借入金	212
金銭の信託	11,904	外国為替	47
有価証券	949,542	その他負債	16,480
貸出金	1,968,054	役員賞与引当金	25
外国為替	2,241	退職給付引当金	147
その他資産	8,817	役員退職慰労引当金	714
有形固定資産	52,391	繰延税金負債	2,699
無形固定資産	3,837	再評価に係る繰延税金負債	10,022
支払承諾見返	24,112	支払承諾	24,112
貸倒引当金	△ 31,510	負債の部合計	2,870,099
		(純資産の部)	
		資本金	18,130
		資本剰余金	11,210
		資本準備金	11,204
		その他資本剰余金	5
		利益剰余金	158,017
		利益準備金	18,130
		その他利益剰余金	139,886
		行員退職手当基金	296
		固定資産圧縮積立金	242
		別途積立金	134,297
		繰越利益剰余金	5,050
		自己株式	△ 329
		株主資本合計	187,029
		その他有価証券評価差額金	26,434
		繰延ヘッジ損益	△ 52
		土地再評価差額金	13,571
		評価・換算差額等合計	39,952
		純資産の部合計	226,982
資産の部合計	3,097,081	負債及び純資産の部合計	3,097,081

中間貸借対照表注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年 ～ 50年

動 産 2年 ～ 20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ63百万円減少しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、下記22. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生の翌期から損益処理

12. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は70百万円、特別損失は644百万円それぞれ増加し、経常利益は70百万円、税引前中間純利益は714百万円それぞれ減少しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は157百万円（税効果額控除前）であります。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目

的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

17. 関係会社の株式 477百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 33,012百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,671百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,840百万円、延滞債権額は28,180百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,948百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,970百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,709百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 82,167百万円

担保資産に対応する債務

預 金 4,201百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券59,166百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は301百万円あります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額

金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,088百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ9,294百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 1,081円19銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株 式	38,083	86,764	48,680
債 券	789,748	785,282	△4,465
国 債	354,510	350,165	△4,345
地方債	129,256	129,219	△36
社 債	305,981	305,898	△83
その他	61,184	61,062	△121
合 計	889,016	933,109	44,093

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 17,659百万円を差し引いた額 26,434百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

当中間期における時価のあるその他有価証券の減損処理額は、株式244百万円、その他30百万円であります。

時価のあるその他有価証券の減損にあたっては、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。結果として、当中間期末において有価証券の時価が取得原価に比べて30%程度以上下落した銘柄はすべて減損処理を行っております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

内 容	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	477
その他有価証券	
社 債	10,088
非上場株式	989
非上場外国証券	0
非上場その他の証券	4,877

31. 当中間期において、従来、満期保有目的で保有していた債券11,029百万円を流動性の確保を目的に変更し、その他有価証券に区分しております。なお、この変更による中間貸借対照表への影響は軽微であります。
32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は564,135百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが549,381百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	12,506 百万円
その他有価証券評価差額金	2,952 百万円
減損損失否認	2,605 百万円
退職給付引当金繰入超過額	615 百万円
減価償却超過額	606 百万円
無形固定資産償却超過額	537 百万円
有価証券償却否認	447 百万円
未払事業税	410 百万円
繰延ヘッジ損益	85 百万円
その他	782 百万円
繰延税金資産小計	21,549 百万円
評価性引当額	<u>△3,422 百万円</u>

繰延税金資産合計	18,126 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,611 百万円
固定資産圧縮積立金	△164 百万円
繰延ヘッジ損益	<u>△49 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△20,825 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△2,699 百万円</u>
34. 国内基準に係る単体自己資本比率	13.67%

中間損益計算書（平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経 常 収 益		42,068
資 金 運 用 収 益	28,261	
（うち貸出金利息）	21,162	
（うち有価証券利息配当金）	6,549	
役 務 取 引 等 収 益	5,548	
そ の 他 業 務 収 益	430	
そ の 他 経 常 収 益	7,828	
経 常 費 用		37,189
資 金 調 達 費 用	4,901	
（うち預金利息）	2,941	
役 務 取 引 等 費 用	1,858	
そ の 他 業 務 費 用	518	
営 業 経 費	17,437	
そ の 他 経 常 費 用	12,474	
経 常 利 益		4,878
特 別 利 益		4
特 別 損 失		691
税 引 前 中 間 純 利 益		4,191
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,322
法 人 税 等 調 整 額		△3,416
中 間 純 利 益		2,286

中間損益計算書注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり中間純利益金額 10円88銭
- 「その他経常収益」には株式等売却益 7,263百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には貸倒引当金繰入額 11,467百万円を含んでおります。